



## 就学援助制度についてのご案内

神戸町教育委員会

### 1 就学援助制度とは

経済的な理由により、神戸町立小中学校に通学するお子さんの就学に必要な費用の負担が困難で、希望する方に学用品費などの費用の一部を援助する制度です。

### 2 対象となる方

次の(1)～(3)をすべて満たし、かつ、教育委員会が準要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者）として認定した方

(1) 神戸町在住の方

(2) 神戸町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方

(3) 前年度又は今年度において、次のいずれかに該当する方

- ・生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方
- ・地方税法に基づく町民税の非課税又は減額を受けている方
- ・個人事業税の減免を受けている方
- ・固定資産税の減免を受けている方（家屋の新築による減額などの軽減措置は除く）
- ・国民年金法に基づく国民年金保険料が免除されている方
- ・国民健康保険法に基づく保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している方
- ・失業対策事業適格者手帳を持っている方又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
- ・その他特別な事情により生活状態が悪いと認められる方

### 3 申請手続き

就学援助を希望される方は、教育委員会教育課にある「就学援助申請書」に必要事項を記入の上、次の書類を添えて提出してください。

○ 添付書類

- ・勤務先等の給与明細書（直近6ヶ月分）
- ・児童扶養手当証書（受給されている方のみ）
- ・家庭状況書（申請書と同時に申し渡しますので、記入の上、提出願います）

※ 申請に際し、認定審査のため、教育委員会教育課が税務情報等の公簿を調査することにご同意いただきます。

## 4 認定について

認定は、申請月の翌月で、認定までは次のとおりです。

- ① 申請者が申請書を教育委員会教育課へ提出
  - ・教育課にて提出時又は提出後に詳細な家庭及び生計状況等の聞き取りをします。
  - ・年度当初からの援助を希望される場合は、前年度の1月末までに申請してください。
- ② 審査に際して、教育課から学校長に意見聴取
- ③ 教育委員会にて認定審査
  - ・申請者の家庭及び生計状況や税務情報、学校長の意見等を総合的に判断し、認定の可否を決定します。
  - ・審査の結果、不認定となる場合もあります。
- ④ 申請者への通知
  - ・教育委員会より申請者に対して、認定可否の結果を通知します。

## 5 支給について

学用品費等は、年3回に分けて支給します。支給は、認定の翌月からです。

入学準備費は、入学前の3月に支給します。（1月末までの申請が必要です。）

《支給予定日》

7月中旬（4月～7月分）、12月中旬（8月～12月分）、3月中旬（1月～3月分）

《令和6年度支給費目と支給金額（年額）》

支給費目	小学校	中学校
入学準備費	57,060円（定額）	63,000円（定額）
学用品費	11,630円（定額）	22,730円（定額）
通学用品費（1年生を除く）	2,270円（定額）	2,270円（定額）
校外活動費（日帰り）	1,600円（上限）	—
校外活動費（宿泊）	3,690円（上限）	6,210円（上限）
修学旅行費	22,690円（上限）	60,910円（上限）

※校外活動費及び修学旅行費は、実費です。

※支給金額は、国の補助単価の変更に伴い、変更する場合があります。

## 6 注意事項

児童生徒が転出した場合、家族構成の変化など認定申請時と状況が変わる場合は、速やかに教育委員会教育課まで申し出てください。

◎ご質問などは、下記までお問い合わせください。

神戸町教育委員会教育課（直通）0584-27-0181 （代表）0584-27-3111